

伊社事総第 16 号
平成24年 4月24日

所属長 各位

事務局 長

連続5日を超える有給休暇の取り扱いについて（通 知）

みだしのことについて、休暇等の取得については日頃より適正な管理に努めていただいているところですが、この度、適正な事業運営を推進する上で、休暇等の取得の状況を把握し、良好な就業環境を維持確保するため、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則第32条及び同契約社員就業規則第20条に定める有給休暇の取り扱いについて、以後、下記のとおり運用することを通知します。

所属職員に周知されるとともに、下記運用を順守されますようお願いいたします。

1. 取り扱い

連続5日を超える有給休暇の取得についての届出は人事合議（事務局長合議）とする。

【連続の例】※○数字は有給休暇、休は週休、祝日等

（取得例1）

曜日	日	月	火	水	木	金	土	日
休暇取得	休	①	②	③	④	⑤	休	休

（取得例2）

曜日	木	金	土	日	月	火	水	木
休暇取得	①	②	休	休	③	④	⑤	勤務

（取得例3）

曜日	木	金	土	日	月	火	水	木
休暇取得	①	休	②	③	④	休	⑤	勤務

2. 対象職員

週5日勤務（常勤）の正規職員及び契約社員

3. 適用開始時期

平成24年5月1日